

福 介 護 第 3 7 2 号
2021 年（令和 3 年）9 月 30 日

居宅介護支援事業所 管理者 様

福 山 市 長
（保健福祉局長寿社会応援部介護保険課）

頻回の生活援助を位置付けるケアプラン及び居宅介護支援事業所単位で抽出する
ケアプランの届出について（通知）

平素から介護保険事業の推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、2018 年（平成 30 年）10 月より、いわゆる頻回プランについて訪問介護（生活援助中心型）を位置付ける妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、市に届け出ていただいているところです。

このたび、2021 年（令和 3 年）10 月より、居宅介護支援事業所ごとに、作成した居宅サービス計画の①区分支給限度基準額の利用割合が一定割合以上で②その利用サービスの一定割合以上が訪問介護となっている事業所は、市町村が求めた場合、居宅サービス計画の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、市に届け出なければならないこととされました。

さらに、高齢者向け住まい等に関連する居宅介護支援事業所において、作成した居宅サービス計画の区分支給限度基準額等の利用割合が一定割合以上となった場合も、市の依頼のもと、当該居宅サービス計画を市に届け出ることとなりました。

本市においては、別紙「頻回の生活援助を位置付けるケアプラン等の届出要項」に沿って届け出てください。

また、届出に関する Q & A も御参照下さい。

なお、厚生労働省からの通知等により、本市の取扱いに変更が生じる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。変更がある場合は、再度、通知致します。

- 参考：・介護保険最新情報 vol.1006（「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第十三条第十八号の三に規定する厚生労働大臣が定める基準」の告示及び適用について（通知））
- ・介護保険最新情報 vol.1009（居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等について（周知））

（問い合わせ先）

〒720-8501 福山市東桜町 3 番 5 号
福山市保健福祉局長寿社会応援部
介護保険課 事業者指導担当
TEL：(084) 928-1232